

原子力防災体制の充実・強化(1/2)

H26. 10. 14付け体制見直し後

(原子力規制庁職員はオンサイトの対応及びオフサイト対策に関する技術的判断に専念)

内閣府大臣(原子力防災)

内閣府
(原子力防災)

政策統括官以下、
専任の常駐職員を
配置(約60人規模)

原子力防災会議
(平時の総合調整)

原子力災害対策本部
(緊急時対応)

本部長/議長：総理
副議長/副本部長：原子力防災担当大臣 他

事務局機能を
内閣府に一元化

事務局
(平時)

一貫して対応

事務局
(緊急時)

環境省

原子力規制委員会
(3条委員会)

原子炉安全規制部門

オフサイト対策に関する
技術的専門的判断

オフサイト対策(自治体の避難計画策定に対する支援を含む)について担当大臣を中心に一貫した対応ができる体制を構築

原子力規制庁職員はオンサイトの対応及びオフサイト対策に関する技術的判断に専念

原子力防災体制の充実・強化(2/2)

原子力防災に関しては、内閣の責任の下で一貫して対応できる体制を構築

原子力規制に関しては、独立性・中立性の観点から無用な批判を招かないよう現状の体制を維持

内閣府

内閣府の下にオフサイトに係る原子力防災業務を集約・一元化

環境省

規制委員会の独立性・中立性を尊重

内閣府特命大臣(原子力防災担当)

(平時の準備)

- 政府全体の総合調整
- 地方公共団体との連携(地域防災計画・避難計画、財政措置、防災訓練等)
- 原子力総合防災訓練の企画・実施

原子力防災担当部署の創設(政策統括官ヘッド)

- 大臣直属の専任の常駐職員を配置
- 原子力防災会議/原子力災害対策本部の事務局機能の一元化・強化
- 地方公共団体との連携の充実・強化
 - 担当職員の増員
 - ワンストップ窓口

(緊急時対応)

- 10条事態(全交流電源喪失など)
 - PAZ内(5km圏内)の要支援者の避難・屋内退避要請、一般住民への避難準備要請等
- 15条事態(冷却機能喪失など)
 - PAZ内(5km圏内)の一般住民への避難指示
 - UPZ内(30km圏内)の一般住民への屋内退避要請、OIL(運用上の介入レベル)に基づく防護措置実施の指示等

(事後対策)

- 政府全体で行う被災者への支援等の事後対策の総合調整

平時の準備

原子力防災会議

議長：総理
副議長：内閣府特命担当大臣(原子力防災担当) 他

事務局機能

緊急時対応・事後対策

原子力災害対策本部

本部長：総理
副本部長：内閣府特命担当大臣(原子力防災担当) 他

事務局機能

大規模複合災害対応の一元化

- 両本部会議の合同開催を原則とし、指揮命令系統を一元化
- 必要な範囲で事務局員を相互に併任し、実施体制も一元化

原子力規制委員会(3条委員会)

新規制基準への適合性審査

オンサイト対応
(炉の鎮圧、原子力事業者防災業務計画等)

オフサイト対策に関する技術的・専門的な判断

連携